

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

産前産後休業に係る標準報酬の定時決定保険者算定について（通知）

短期給付や共済掛金の算出基礎となる標準報酬月額は、4月から6月までの算定基礎月に受けた報酬の平均額により決定し、当年9月から翌年8月まで適用されることとなっています（定時決定）。

しかしながら、当該算定基礎月に産前産後休業を取得するにあたり、通常の方法で標準報酬の算定を行った場合、著しく報酬額が低くなることから、令和4年度からは、一定の要件を満たす場合に、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額（以下「年平均額」という。）により算定し決定できることとなりました（保険者算定）。この取扱いは、4月から6月までの間に産前産後休業を取得したため報酬額が低くなり、これが定時決定の算定基礎となることにより、育児休業手当金の給付額が低くなることを是正するものです。

ついては、下記のとおり、貴所属所の組合員へ周知くださるようお願いします。

記

1 対象者

4月から6月までの間に産前産後休業を取得しており、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 産前産後休業を取得する4月から6月までに受けた報酬の月平均額により算定した標準報酬月額が、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額により算定した標準報酬月額を2等級以上下回ること。
- (2) 年平均額による算定を希望し、組合員本人の申出によること。

2 年平均額による算定方法

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額を報酬月額として、当年9月以後（原則翌年8月まで適用）の標準報酬月額を決定する。

【例】年平均額による算定により令和4年9月からの標準報酬月額が決定される場合

3 年度													4 年度										
5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3													4 5 6 7 8 9 10 11										
	通常勤務												産前産後休業			育児休業							
通常(ア)													報酬月額の平均 (28万円)										
年間平均(イ)	標準報酬月額の平均																						
標準報酬	2 年度定時決定 (30万円)				3 年度定時決定 (32万円)								4 年度定時決定										

この場合、(ア)は(イ)を2等級以上下回るため、産前産後休業に係る定時決定保険者算定の要件を満たしていることになる。

3 申出方法等

次の表に掲げる公立学校共済組合関係申請書等用紙を、共済組合へ提出すること。

なお、用紙は当支部のホームページ（ホームページアドレス <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>）にも掲載してあります。

提出書類

整理番号	用紙名
56-9	産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

4 留意事項

年平均額による算定申出に際しては、次の事項に留意すること。

- (1) 産前産後休業を取得する4月から6月までの3月間の報酬の月平均額については、報酬の支払基礎日数が17日未満である月を除くこと。
- (2) 年平均額については、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の「標準報酬の月額」を平均額として算定すること。
- (3) 次の場合は対象とならないこと。
 - ア 雇用保険法の適用を受ける場合。
 - イ 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合。
- (4) この保険者算定は、産前産後休業期間中、本人の意思にかかわらず報酬が低くなり、定時決定されることにより、育児休業手当金の給付額が低くなることを是正するものである。したがって、本申出により当年9月から翌年8月までの標準報酬月額が上がるため、産前産後休業又は育児休業終了後、各休業終了時改定等が行われるまでの間は、共済掛金が高くなること。
- (5) 令和4年以降の4月から6月までの間に産前産後休業を取得している者が対象となること。

問合せ及び提出先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部 担当 東條

電話 099-286-5217 F A X 099-286-5663

※ 県立学校における、本文書の文書管理表上の分類記号：
「B-7-2（共済組合）」